



# 羽の情報便

今回は、休眠を前提とした個人事業者への移行手続きと問題点について解説します。

## 1. 個人事業者の名称

会社の名称と同じでも良いと思います。要するに「株式会社〇〇商事」が「〇〇商事」に代わります。

## 2. 個人事業者へ切り替えるタイミング

取引先への通知が済み会社名義の事業用資産や契約の名義が個人に切り替わるまで、個人事業者へ切り替えることはできません。

## 3. 会社で営業していた頃の売上代金の扱い

会社の預金口座へ振り込んでもらう必要があります。そして、未返済の会社の債務がある場合はこの返済に充当します。

## 4. どうしても会社名義が残る

会社名義は残してはいけません。名義変更ができない場合は、解約(銀行預金、リース、賃貸借契約など)、売却(車両、電話など)して下さい。事業に必須の資産や契約が会社名義のまま、引き続き個人事業者として使用していると会社は休眠とは認められません。会社名義として残るのは、滞納税金、借金、今後使用予定がない機械、備品などだけです。

## 5. 個人事業者の税務申告

取りあえず白色申告でスタートすればいかがでしょうか。確定申告や記帳のことなら、弊社プラスマネジメント(株)へご相談下さい。



## 6. 会社の赤字

個人事業者へ引き継ぐことはできません。

## 7. 取引先の評価

当然、格下げになるでしょう。格下げと引き換えにコスト削減ができたのですから、それでよしとしましょう。尚、営業年数は会社時代と通算しないのが通常ようです。一度事業を断念し(会社を倒産)再スタートした扱いとなるでしょう。従って、個人成りしてから数年は融資やリースは無理と考えなければなりません。

## 8. 将来会社を復活させたい

いつでも復活させることができます。但し、役員変更登記を怠っていて解散とみなされた場合には、復活できないことがあります。個人事業者と言っても気楽なことはありません。当分の間、気楽さを求める場合は、個人成りよりも「就職」を検討してみるのも選択肢のひとつです。

休眠を前提とした個人事業者への移行手続きと問題点

## 当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト  
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!  
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!  
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。  
 ■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

# お客様からのQ & A



個人が財産の贈与を受けると贈与税がかかることはご存じの通りですが、その財産を法人からの贈与によって取得した場合は、贈与税はかかりません。  
贈与税は、相続税を補完する目的で設けられているので、相続の発生ということがない法人からの贈与については贈与税は非課税となつていきます。  
しかし、贈与により受けた利益について、何ら課税されないのでは公平でないため、所得税(一時所得)が課されることになっていきますのでご注意ください。

個人からではなく、法人の財産を贈与によって取得した場合、税法上はどのようなになりますか？

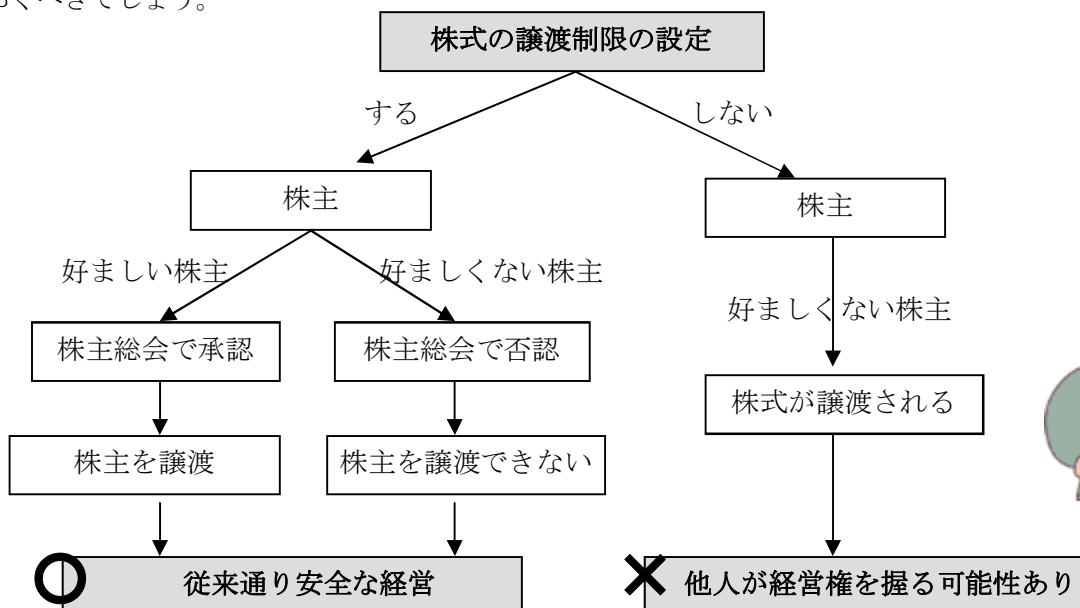
## 税金まめ知識 (第40回) 株式譲渡制限会社

そもそも株式とは、自由にこれを譲渡できる。というのが建前です。

しかし、中小企業では、ほとんどの場合、親族や信頼できる友人などだけで会社を設立し株主となっています。このような会社で株式の譲渡が自由に行われると安定して経営を行うことができなくなります。

さてここで、夫婦2人で資金を出し合い、株式会社を設立したとしましょう。夫婦がそれぞれ100株ずつ持ったこととします。ところが、あまり考えたくない話ですが、奥さんの方にイイ人ができてしまい、挙句の果てに「もうダンナとは縁を切るから」なんてことをいって、その株式をイイ人に売ってしまったとします。そうなると、もう以前問題となったフジテレビどころの騒ぎではありません。ダンナさんとそのイイ人で共同経営することになってしまいます。

そこで、こうした事態を防ぐために、会社法では定款で「当社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を得なければならない」と定めることを認めています。そしてこのように、定款で株式の譲渡を制限している会社のことを**株式譲渡制限会社**と言います。逆にこのような制限を設けていない会社を**公開会社**と言います。上場するには、当然のことながら公開会社でなければなりません。上場を目前に控えている。というのでない限り、必ずこの譲渡制限の規定を設けておくべきでしょう。



## 10月の税務カレンダー

### 市町村の条例で定める日

個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）

10月12日（火）

9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



11月1日（月）

8月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

2月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



## 毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット！～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。  
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

### 成功事例29：眼鏡店（年間17.2%の削減）

合理化前		合理化後	
年間の電気料	1,327,556円／年	年間の電気料	1,098,980円／年

年間の電気料金削減金額 1年間で 228,576円 10年間で 2,285,760円

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも弊社にお任せください。  
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



ちょっとコーヒープレイク！ 知ってるようで知らないお話。

## 雑学王のつぶやき (14)

似ているけれど・・・違いは何？



### ■「保障」と「保証」と「補償」

「保障」は権利・自由・安全を守ること、「保証」は法律賠償の責任を請け負うこと、「補償」は損害を償うことに使われます。

### ■「死体」と「遺体」

「死体」は、人間以外にも動物全般で使用する言葉です。これに対して「遺体」は人間限定です。  
ニュースや新聞では、身元不明者は「死体」、身元が明らかになっている場合は「遺体」となります。

### ■「見る」と「観る」

見る対象に明確な目的や意図を持っていない場合は「見る」。明確な意図や目的を持って、対象を見ている場合は「観る」を使います。

### ■「代理」と「代行」

「代理」は、正式な法律用語で、本人に代わって法律行為（契約など）を行い、その効果を本人に帰属させるもので、目的とする行為の範囲内なら自己の判断によって依頼主に最適と思われる選択を行えます。

「代行」は、判断の権限を有しない、事務手続だけを代わりに行う場合などに使われます。



# 今月のコラム

最近は何となく涼しくなり随分、秋らしくなりました。この夏は、昼も夜も赤道の熱帯かはたまた砂漠のような猛暑でこのままクリスマスの時期も海水浴ができるんじゃないかと思いましたが、やっと秋本番が来た感じですね。秋の定番、台風も日本にやって来るようになりましたが、異常気象もあってか、やはり今年の台風は発生場所や進路が異常なのだそう。そもそも台風は赤道付近で発生するのですが、今年は猛暑の影響で日本近海の海水温が2〜3度高かったそう。日本に近い場所で台風が発生しています。台風のニュースを耳にしてからあつという間に日本へやってきます。また先月には、日本海側へ台風が回りこみ北陸の福井県から上陸し太平洋へ・・・という迷走台風もありましたね。「さんま」も漢字で書くと「秋刀魚」でやはり秋の定番です。秋といえば「食欲の秋」、「読書の秋」ですが、この季節を楽しみながらお仕事にも精を出して頑張ってください。夏の疲れも出る季節ですので、健康には十分注意しましょう。



## 会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

### ◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

### ◆伝票貼付サービス料金

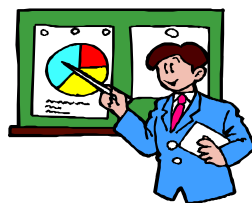
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務  
経理事務派遣業務  
生命保険の募集に関する業務  
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6  
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766  
info@plus-management.jp  
http://www.plus-management.jp



過ごしやすい季節になりました。  
元気にがんばりましょう。

